

宗像市コミュニティ基本構想・基本計画



平成19年3月

宗 像 市

は じ め に



宗像市長 谷 井 博 美

平成15年4月に旧宗像市と旧玄海町が、また平成17年3月には、旧大島村と合併し、新しい宗像市が誕生しました。

新市のまちづくりは、「協働・共生・自律」の基本理念のもと、玄界灘に面した美しい海岸線、離島、釣川、四塚の山々などの豊かな自然や宗像大社、鎮国寺などをはじめとする歴史・文化遺産3大学やユリックス等の文化施設、大型商業施設等の都市的機能を生かしながら、都市像である「海・山・川に育まれ、教育・文化と歴史が生きるコミュニティのまち」の実現を目指しています。

近年、社会情勢が急激に変貌している中、今日までの中央集権型のシステムでは、新たな時代の要請に対応できなくなってきました。まちづくりは行政が計画して実施し、市民はそれに従って行動するのではなく、市民一人ひとりが考え、決定し、行動し、責任を持つ地方分権型社会の時代を迎えました。

個性豊かな地域社会の形成や少子高齢社会への対応のためには、希薄になりつつある『相互扶助』意識の向上を図るとともに、地域と行政が対等な立場でまちづくりを推進していく『地域分権』こそ、21世紀のまちづくりの基本であり、まちづくりの主人公である市民、コミュニティ、NPO、大学等と行政が、それぞれの役割を明確にし、互いに協力し合いながら推進していくことが不可欠であります。

そのためにも、『宗像市コミュニティ基本構想・基本計画』の基本理念であります『自分たちの手によるまちづくりを目指して』邁進していきたいと考えております。

最後に、計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました宗像市コミュニティ基本構想審議会の委員の皆さま、さまざまな意見をお寄せいただきました市民の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

目 次

■ 基本構想編

I	コミュニティ基本構想・基本計画の概要	1
1	策定の趣旨	1
2	基本理念	1
	（1）「協働」のまちづくり	
	（2）「共生」のまちづくり	
	（3）「自律」のまちづくり	
3	目的	3
4	目標年次	3
II	コミュニティとは	4
	コミュニティの定義	4
III	全国的なコミュニティづくり	5
1	中央集権から地方分権へ	5
2	地方分権とコミュニティ	5
IV	日本のコミュニティ政策	7
1	日本のコミュニティ政策の原点	7
2	コミュニティに関する対策要綱	7
3	その後の施策	8
V	本市のコミュニティ施策	9
1	コミュニティの変化	9
2	コミュニティづくりの背景	10
3	（旧）基本構想	10
	【コミュニティづくりの経緯】	11
VI	コミュニティの将来像	13
	コミュニティの将来像	13

■ 基本計画編

基本計画の体系	1 4
I 領域の設定	1 6
1 コミュニティ領域の設定	1 7
II 組織の確立	1 8
1 地区組織の構築	1 9
2 人材の発掘・養成	1 9
3 行政組織の確立	2 0
4 関係機関との連携	2 0
III 自主運営の促進	2 1
1 まちづくり計画の策定	2 2
2 コミュニティビジネスの促進	2 3
IV 権限・財源の移譲	2 4
1 まちづくり交付金制度の拡充	2 5
2 協働委託の推進	2 5
V 施設の整備	2 7
1 コミュニティ・センターの整備	2 8
2 コミュニティ・センター機能の充実	2 8
VI 情報の共有	3 0
1 地域情報・行政情報の提供	3 1
VII 啓発の促進	3 2
1 広報活動の充実	3 3
2 住民意識の高揚	3 3
■ 資料編	3 5

I コミュニティ基本構想・基本計画の概要

1 策定の趣旨

本市（以下、平成15年3月31日以前についての記述は旧宗像市。）では、平成9年に「住民と行政の協働」、「住民参加によるまちづくり」を基本理念としたコミュニティ基本構想（以下、「（旧）基本構想」という。）を策定し、コミュニティ施策を本市の施策の大きな柱として位置づけ、市内の推進体制の整備や住民組織の設立、コミュニティ活動の拠点整備などを行ってきました。

しかし、市町村合併やコミュニティ制度の改正などにより、現状とは合致していない部分があるほか、中央集権から地方分権への移行によって行政を取り巻く環境も変化しており、さらには創造性豊かで活力あるまちづくりを推進するための市民参画がますます求められてきました。

このようなことから、（旧）基本構想の基本理念に地方分権を一步進めた地域分権（※）の視点を加え、現状に応じたコミュニティづくりの方策とコミュニティの将来像を明確にした新たな「宗像市コミュニティ基本構想・基本計画」を策定するものです。

地域分権 国から地方自治体への権限移譲を地域まで貫き、地方自治体から地域住民自治組織にまちづくりに関する行政の権限・財源を移譲すること。

2 基本理念

第1次宗像市総合計画（※）には、3つの基本理念として「協働」、「共生」、「自律」を掲げ、「すべての施策に共通する3つの考え方を基本として、まちづくりを行う」と示しています。

本基本構想・基本計画も、この3つの基本理念を基盤として策定します。

（1）「協働」のまちづくり

住民ニーズが多様化するなか、地域住民（※）自らの意思決定による地域づくり（自己決定・自己実現・自己責任）を促進していくため、地域住民と行政が相互に理解・尊重し、連携・協力してまちづくりを進めていく必要があります。

よって、地域住民と行政は、創造性豊かで活力あるまちづくりを推進するため、情報を共有し、それぞれの役割分担のもと、相互に補い合いながら対等の立場でともに活動し、その成果を相乗効果的に生み出す「協働のまちづくり」を進めます。

（2）「共生」のまちづくり

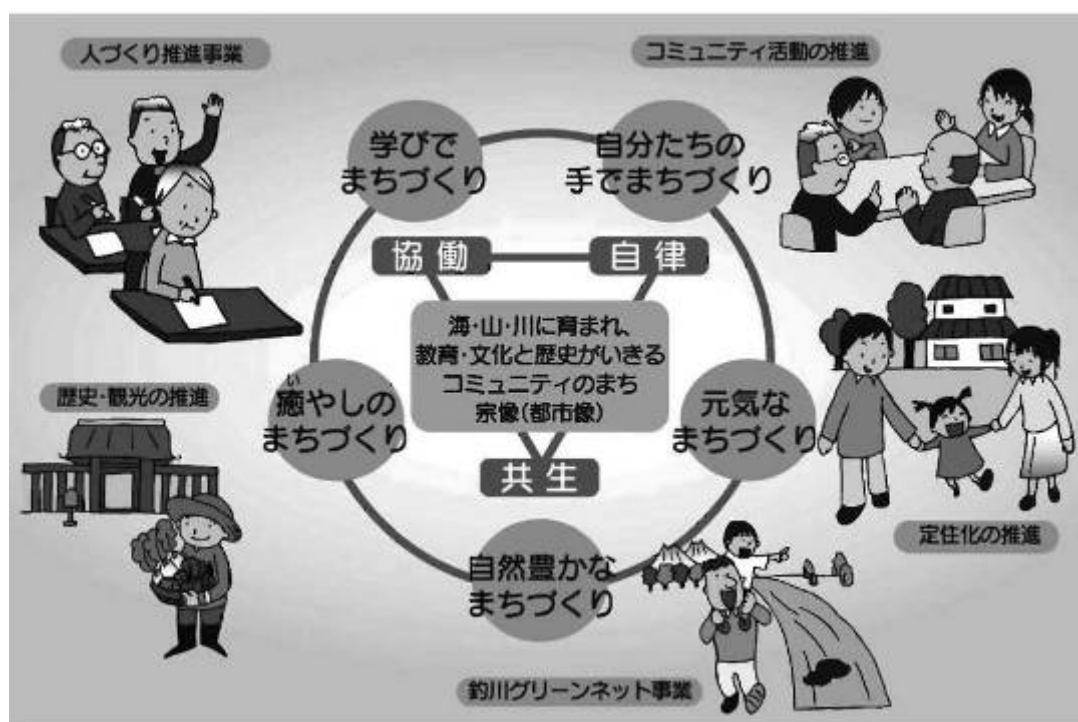
地域住民と行政は、「人」と「都市」と「自然」が共存できる豊かな社会を目指し、

市民一人ひとりが、そして家庭と地域、学校、行政が互いに協力し合い、安心して暮らすことのできる「共生のまちづくり」を進めます。

(3)「自律」のまちづくり

地方分権が進展するなか、自治体も含め、地域のことは地域住民が自己決定し、自己責任を持つ地域づくりが求められています。地域住民と行政は、地域の自律、まちの自律の実現のため、ともに創意・工夫した「自律のまちづくり」を目指します。

【第1次宗像市総合計画イメージ図】



第1次宗像市抱合計画 地方自治法に基づき、本市の最上位の総合的な計画として平成17年6月に策定されたもの。今後10年間の経営理念をはじめ、まちの将来像やまちづくりの取り組みを体系的に整理した、いわばまちづくりの設計図。

地域住民 本市では、ア) 市内に住所を有する者、イ) 市内の事務所又は事業所に勤務する者、ウ) 市内の学校に在学する者、エ) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、オ) 当該事案について利害関係を有する者をいう。

3 目的

本基本構想・基本計画は、コミュニティ活動の推進を図るための市の基本的な指針を示すもので、地域が取り組むもの、行政が取り組むもの、協働で取り組むものについて、その役割分担を明確にし、地域住民と協働してまちづくりを効果的に推進していきます。

特に、地域のまちづくり推進と活性化のための地区まちづくり計画（※）の策定支援、コミュニティ活動の拠点となるコミュニティ・センターの整備、コミュニティ活動の財源となるまちづくり交付金（※）制度の拡充を市の重要課題と捉えます。

地区まちづくり計画 自分たちの生活圏である身近な地域の課題を解決し、地域住民によるきめ細やかなまちづくりの推進と地域の活性化のため、地域住民が主体となって策定する計画書。

まちづくり交付金 住民主体のまちづくりを推進していくため、市から自治会や各種団体に交付している補助金などを統合し、各地区のコミュニティ運営協議会に配分する交付金。地域住民の知恵やアイデアにより、地域の状況に応じた事業や活動に充てることができる。

4 目標年次

「第1次宗像市総合計画」との整合性を図る意味から、本基本構想・基本計画の目標年次を「平成26年（2014年）」とします。

また、社会情勢の変化や地域の実情などを踏まえ、必要な場合には見直すものとします。

平成17年度 (2005)	平成19年度 (2007)	平成21年度 (2009)	平成26年度 (2014)
第1次宗像市総合計画(基本構想)			
第1次宗像市総合計画(前期基本構想)		第1次宗像市総合計画(後期基本構想)	
		宗像市コミュニティ基本構想	
		宗像市コミュニティ基本計画	

Ⅱ コミュニティとは

コミュニティの定義

「コミュニティ」ということばは、これまで「混融体」、「共同体」、「地域社会」、「近隣社会」などと翻訳され、また、広辞苑では、「①一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。地域社会。②アメリカ人のマッキーヴァー（※）の設定した社会集団の類型。個人を全面的に吸収する社会集団。家族、村落など。」と解されていますが、その定義づけは様々です。

コミュニティの概念を最初に学問的に用いたマッキーヴァーも、コミュニティの広がりや村や町、地区、郊外、さらにはもっと広く国民社会、そしてついには全世界というように幅広い解釈をしています。

現在の日本におけるコミュニティについての公的な規定は、国民生活審議会（※）調査部会コミュニティ問題小委員会の報告「コミュニティ生活の場における人間性の回復」（昭和44年）にあります。この報告では、コミュニティを「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目的をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団を、われわれはコミュニティと呼ぶことにしよう」と定義しています。

本市では、コミュニティを「原則として宗像市立小学校の通学区域において地域住民が共同体意識を持って、主体的に形成された地域社会」と定義づけ、コミュニティは、それぞれの地域の特性を生かしながら、様々な地域社会の課題に取り組み、行政やNPO（※）と対等なパートナーシップ（協働）をもち、より安全で安心なまちづくりを目指していくものとします

マッキーヴァー 1882～1970。イギリスから1934年に帰化。関心一億度という構成概念を基軸として、社会的行為論・社会関係論に基づくコミュニティ理論を確立した。

国民生活審議会 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策、市民活動の促進並びに個人情報 の適正な取り扱いの確保に関する重要事項を調査審議する機関。

NPO Non Profit Organization(利潤を分配しない組織)の略。民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に市民が主体的に取り組んでいる団体。本市のNPOとの協働推進に関する基本指針では、ボランティア団体、市民活動団体及びNPO法人をいう。

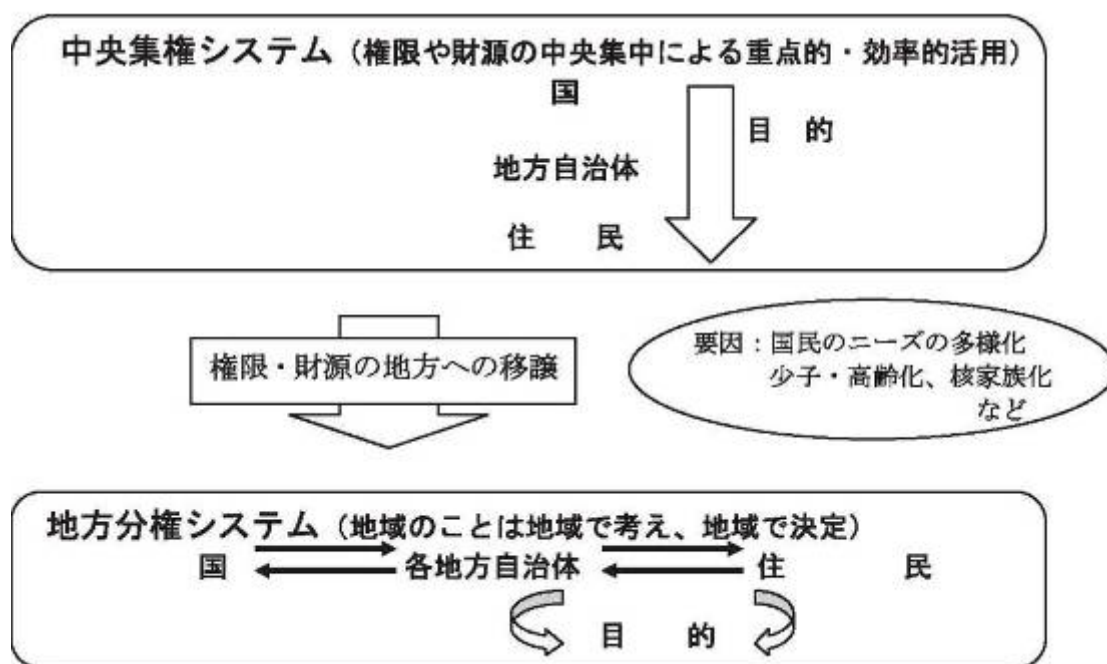
Ⅲ 全国的なコミュニティづくり

1 中央集権から地方分権へ

従来我が国では、国民全体の生活向上を効率的に進めていくため、全国的な統一性や公平性を重視する観点から、中央に権限や財源を集中させる中央集権型のシステムを採用し、国全体の政治・経済・文化などの成長や発展を図ってきました。いわば国と地方は「上下・主従の関係」にあったわけです。

しかしながら、冷戦構造の終結や情報通信の発達による急速なグローバル化、少子高齢化、経済の停滞、さらには国民ニーズの多様化などにより、今までの中央集権型のシステムでは、直面する様々な課題への対応が困難な状況となってきました。

こうした状況を打破するため、それぞれの地域の特性や多様性に合わせたまちづくりを進め、個性的な活力ある地域社会を再構築し、「地方のことは地方で考え、地方で決定するようにしたい」という気運が高まってきました。それを実現するために、中央が持つ権限や財源などを地方に移そうとする動きが「地方分権」です。



2 地方分権とコミュニティ

「地方分権」は、地方のことは地方で考え、各地方で自己決定できるようにし、このことにより特徴ある地域社会を形成することを目標に推進されてきました。

この地方分権の実現に向けて、住民に最も身近な自治体である市町村では、地域住民の意向を的確に反映するために住民が参加する場を作っていくことが求められています。

一方、この地方分権の受け手である住民側の組織として従来から存在しているのが、町内会・自治会です。しかし、この町内会・自治会活動は、一般的に会長をはじめとした役員の負担が大きいといわれています。近年、地域によっては町内会・自治会への加入率が低下し、たとえ加入しても活動に消極的な人が増えているという現実があります。

そこで、注目されているのが、地域を代表する町内会・自治会の範囲を広げた自治組織として、また、地方分権を一步進めた「地域分権」の受け皿として、小学校区をコミュニティの範疇と位置づける「小学校区コミュニティ」組織です。

小学校区コミュニティ組織には、

- ①介護・防犯・環境などの地域の様々な課題の解決に対して、地理的な広がりや活動の担い手などを考えれば、自治会の枠を越えたほうが効率的である。
- ②自治会だけのエリアではなく、大きな視野で地域を考えることにより、自分たちに合ったまちづくりのテーマを見出すことができる。
- ③福祉ボランティアや民生委員、子ども会など、団体や専門性を持ったグループが様々な活動を行っている。
- ④子育てという一つの目的でも参加でき、各種団体やグループが一体となって目的達成のために取り組むことができる。
- ⑤顔のわかる範囲で活動仲間や指導者を見つけるために、子どもを介して連携できる範囲である。

など、これまでの自治会・町内会の組織以上のメリットがあると考えられています。

これからの地方分権・地域分権の住民側における受け皿の一つとして、小学校区コミュニティが、これまでの自治会・町内会に代わってクローズアップされています。

IV 日本のコミュニティ政策

1 日本のコミュニティ政策の原点

日本のコミュニティ政策の原点は、前述した国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会の報告でした。

この報告こそが、日本における公的なコミュニティについての初見であり、その内容は「地域の問題解決の場と主体形成の場としてのコミュニティを強調する」もので、それ以後の各種のコミュニティ施策の原点となるものでした。

2 コミュニティに関する対策要綱

自治省(当時。現在は総務省。以下同じ。)は、このコミュニティ問題小委員会報告を受け、昭和45年にモデル・コミュニティの形成及びコミュニティに関する調査・研究に取り組み、翌年、その具体的な施策として「コミュニティ(近隣社会)に関する対策要綱」を都道府県に通知しました。

この要綱の概要は、以下のとおりです。

- ①住民は快適で安全な生活環境のもとで、健康で文化的な生活を営むことを欲している。このような望ましい生活は、住民の日常生活の場である近隣社会の生活環境の整備とあわせて、住民の地域的連帯感に基づく近隣生活が営まれてはじめて実現される。近隣社会は、住民の生活環境の基礎的な単位である。
- ②住民の生活は広域化している。環境の改善及び身近な社会福祉施設、保健施設等の充実が望まれているとともに、日常的諸活動を行うための施設も極めて不十分である。
- ③このままでは、住民は近隣社会への関心を失い、孤立化し、地域的な連帯感に支えられた人間らしい近隣社会を営む基盤も失われる恐れがある。したがって、基礎的な地域社会をつくるため、新しいコミュニティづくりに資するための施策を進める。
- ④住民の自主的または開放的な組織がつくられ、コミュニティ活動が行われることを期待する。

この要綱の基本的な考えに沿って、自治省のモデル・コミュニティ事業が昭和46年から3年間にわたり、全国83ヶ所で実施されました。

モデル・コミュニティ事業は、「たとえば小学校の通学区域程度の規模を基準」にモデル地区を選定し、コミュニティ施設の整備やコミュニティ組織の連絡調整の整備が図られていきました。しかし、その実施過程では、コミュニティ政策に関する関係者の認識不足、住民参加手法の不確立、縦割り行政の弊害などにより、本来あるべき姿で展開されたとはいえず、施設整備に重点が置かれたという面があったことは否め

ません。コミュニティにとっては試行錯誤の時代であったといえます。

3 その後の施策

その後、自治省の施策は、前節のように施設整備に重点があった反省から、コミュニティ組織・機能の強化策を軸に展開されました。

- ①昭和58年度からの「コミュニティ推進地区」設定（3年間、147地区）
- ②平成2年度からの「コミュニティ活動活性化地区」の設定（3年間、141地区）
- ③平成5年度からのコミュニティ組織・機能の強化策

などがそれです。

「コミュニティ推進地区」の設定は、それまで「コミュニティ対策要綱」に従って進められていたコミュニティ施策のソフト面での推進を図るため、都市化の進展に伴い、コミュニティ形成の施策の必要性が高い地域を設定し、地域の実情に応じた、創意と工夫に富んだコミュニティ活動が活発に行われるように指導・援助することが目的でした。

続く「コミュニティ活動活性化地区」の設定は、「コミュニティ推進地区」設定からなお一層の活発化を図るため、地域の自主的な立案による文化イベントなどの企画・実行を契機とし、地区の将来像や課題に関する「地区まちづくり計画」が策定されるように指導・援助することがその目的でした。

その後のコミュニティ活動の活性化を図るための国の助成策は、市町村の経費を地方交付税に反映することや市町村への指導・助言・情報の提供などを中心に行われています。

※p2～P8参考文献/地域コミュニティ論―地域住民自治組織とNPO、行政の協働
(自治体研究社版、山崎丈夫氏著)

V 本市のコミュニティ施策

1 コミュニティの変化

本市は、かつては農村地域でしたが、北九州、福岡両政令都市の中間に位置することから、昭和30年代後半から両都市のベッドタウンとして宅地造成が進むとともに人口は急増し、離農・兼業化に拍車がかかりました。

非農家や新規転入者が多い地区では、会合への出席率の低下、区費などに関する意見の相違、防災上必要なメンバーの不足、役職就任の拒否など、様々な問題が生じていました。

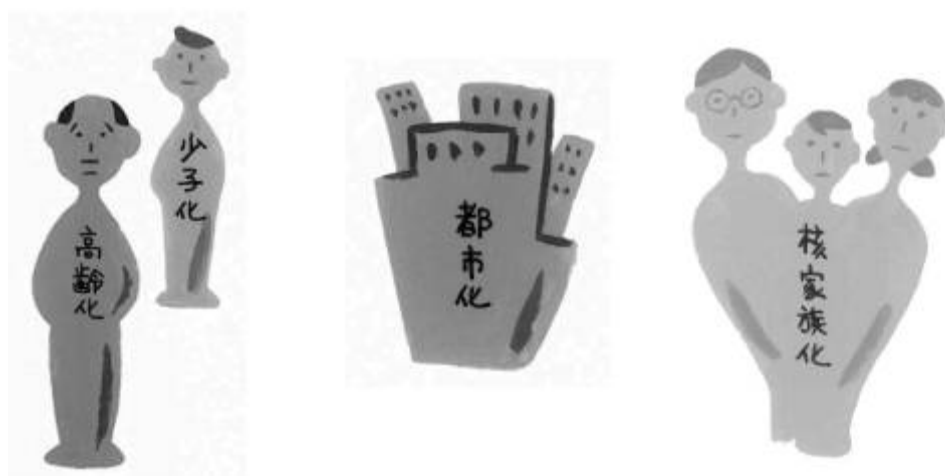
また、既成集落や新興住宅団地に転入してきた新しい住民は、地域の習慣や風習になじめず、周辺や在来の住民との間に対立を生じたことも少なくありませんでした。

これらの諸問題により、近年では自治会(区・町内会)に入らない住民が急増してきました。本市における都市化の進展は、単に生活環境の変化のみにとどまらず、住民の生活内容や生活意識を大きく変化させ、古い地域社会の変質という事態となったのです。

「古い地域社会(コミュニティ)の変質→崩壊→新たな地域社会(コミュニティ)の発生」という一般的な流れを本市にあてはめてみると、当時の地域社会は変質し、崩壊しつつあるという、いわば過渡期にあったといえます。

しかし、自由ヶ丘地区の「自由ヶ丘みらい21」、吉武地区の「新立山を守る会」、南郷地区の「南郷開発協議会」、日の里地区の「日の里地区町内会協議会」など、本市の新たなコミュニティは、芽吹きつつありました。

本市は、これらの新たなコミュニティの芽を参考に、これまでの自治会(区・町内会)を単位とした地域づくりの仕組みをさらに発展させていくことにしました。



2 コミュニティづくりの背景

本市の最小単位のコミュニティは、自治会であり、その代表者の自治会長（区長・町内会長）を中心とした住民自治組織が、各々の地域社会を形成しています。ところが、少子高齢化や核家族化、都市化が進むなどの急激な社会変化に伴い、行政への要求、住民ニーズが多様化してきました。このため、一つの自治会では対応できない課題が生まれてきました。

また、行政も各担当課での自治会長・自治会への対応がばらばらであるため、自治会長・自治会に混乱が生じてきました。

このような最小コミュニティである自治会が抱えている問題を解消するために、自治会よりも広域でのコミュニティの再構築を行う必要が生じてきました。その広域的コミュニティを構築する際に、今後ますます需要の増加が予想される福祉、健康づくり、生涯学習の活動拠点の重要性が認識され、コミュニティ・センターの整備も検討することになりました。

また、急激な社会変化に対応したまちづくりを推進していくためには、これまでのように行政だけの取り組みでは限界があり、地域住民と行政とが協働したまちづくりが大切になってきました。

こうした背景をもとにして、地域住民が望むまちづくりの方向性を明らかにしたコミュニティに関する推進計画を策定する必要が生じてきました。

3 （旧）基本構想

本市では、昭和56年にコミュニティ振興対策総合推進規程（※）を制定し、行政内部の組織体制を整備してコミュニティづくりに取り組んできましたが、調査研究を中心としたものでした。コミュニティづくりの本格的な取り組みのスタートは、平成8年のコミュニティ・ワーキング会議（※）の設置でした。このワーキングでは、（1）自治会が抱える問題の解決、（2）行政と広域的市民組織化の検討、（3）地域特性を生かしたコミュニティ・センターづくりについて検討し、平成9年に（旧）基本構想を策定しました。

この（旧）基本構想では、その理念を「市民と地域と行政がパートナーシップ（新しい価値の創造に向けて協働すること）を大切にしながら、住民参加による地域づくり、まちづくりを実践していく。コミュニティ・センターはそのための拠点といえる」とし、

- ①コミュニティの範域
- ②住民組織
- ③コミュニティ・センターの機能と整備計画
- ④庁内の推進体制

などについて、それぞれの概念や整備計画を明らかにしました。

また、この基本構想では、市と協働するのは「住民組織」とし、「地域住民が組織をつくり、自らのアイデアや利用者の立場に立った施設づくりを行政と一体となってい、この組織が中心となってその後の管理運営組織をつくる。さらに、まちづくり活動の実践のために、管理運営組織を発展的に拡大した地区住民組織をつくることで、地区の合意づくり、まちづくりへの参画、組織化や相互連携が可能になる。全市レベルでは、これら市内の地区住民組織が結集した推進組織をつくることで、まちづくりを進めていく」ものとし、小学校区を中心とした地域のまちづくりへの具体的な検討が始まりました。

宗像市コミュニティ振興対策総合推進規程 コミュニティ進行対策の推進移管する基本的事項を定め、その対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に定められた市の規程。

コミュニティ・ワーキング会議 現状分析に基づき、10年後のコミュニティをにらんだ基本構想の提案を目的に設置されたもので、当時の企画課、総務課、福祉事務所、健康づくり課、まちづくり課、社会教育課、学校教育課の実務者レベル11人で構成された。

【コミュニティづくりの経緯】

昭和52(1977)年	目の里地区が県コミュニティ地区に指定
昭和56(1981)年	吉武地区が県コミュニティ地区に指定 宗像市コミュニティ振興対策総合推進規程を制定 新しいコミュニティづくりを目指すため、コミュニティ会議を設置
昭和62(1987)年	コミュニティ・センター南郷会館竣工
平成3(1991)年	第3次宗像市総合計画(3月策定)にコミュニティづくりを明記
平成7(1995)年	コミュニティに関する検討開始
平成8(1996)年	コミュニティ・ワーキング会議を設置
平成9(1997)年	宗像市コミュニティ基本構想を策定
平成10(1998)年	宗像市コミュニティ担当部署を新設(企画課コミュニティ係) 2地区(自由ヶ丘、目の里)公民館をコミュニティ・センターに位置づけ
平成12(2000)年	モデル3地区(自由ヶ丘、南郷、目の里)にコミュニティ運営協議会(※)を設立
平成13(2001)年	第4次宗像市総合計画(3月策定)でコミュニティづくりを大きな柱に位置づけ コミュニティ課を設置

- 平成 1 4 (2002) 年 コミュニティ・センター赤間西会館竣工
農村女性の家を吉武地区のコミュニティ・センターに位置づけ
2 地区（吉武、赤間西）にコミュニティ運営協議会を設立
- 平成 1 5 (2003) 年 旧宗像市と旧玄海町が合併し、新宗像市が誕生（4 月 1 日）
合併後もコミュニティ推進事業を継承
3 地区（赤間、河東、東郷）にコミュニティ運営協議会を設立
コミュニティ・センター南郷、自由ヶ丘、日の里各会館を増改築
- 平成 1 6 (2004) 年 コミュニティ・センター吉武会館を増改築
玄海 4 地区（池野、田島、岬、神湊）にコミュニティ運営協議会を設立
- 平成 1 7 (2005) 年 旧大島村を編入合併（3 月 2 8 日）
行政区長委嘱制度を廃止
まちづくり交付金交付規則を施行し、行政区長報酬を交付金として交付
第 1 次宗像市総合計画（6 月策定）でコミュニティ施策を中心施策に位置づけ
- 平成 1 8 (2006) 年 宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（※）を施行
まちづくり交付金の本格的な導入（各種補助金の統合）
コミュニティ・センター東郷会館竣工
大島地区コミュニティ運営協議会を設立

コミュニティ運営協議会 地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保など、コミュニティにおける諸問題の解決に主体的に取り組むため、コミュニティ単位に設立された地域住民の自主的な組織。以下、「協議会」という。

宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例 創造豊かで活力あるまちづくりを推進するため、市民参画、協働及びコミュニティの推進に関する基本的事項を定め、その推進を図ることにより、市民一人ひとりが快適で、安全で、温もりある暮らしのかたちを実現できる環境を整えることを目的に定められた市の条例。以下「宗像市市民参画条例」という。

VI コミュニティの将来像

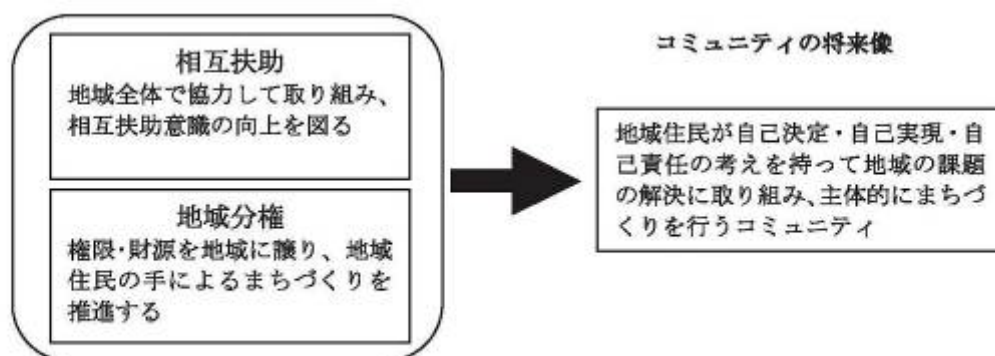
コミュニティの将来像

第1次宗像市総合計画には、3つの基本理念として、「＜協働＞市民、事業者、大学、NPO、コミュニティと行政が互いに理解・尊重し、連携・協力してまちづくりを進め、＜共生＞人、都市、自然が、互いに共存できる豊かな社会を目指し、＜自律＞自ら考え、責任を持ち主体的に行動する市民とともにまちづくりを行い、地域の自律、まちの自律を実現する」を掲げ、「すべての施策に共通する3つの考え方を基本として、まちづくりを行う」と示しています。

まちづくりは、行政が計画して実施し、市民はそれに従って行動するのではなく、市民一人ひとりが考え、決定し、行動し、責任を持つ新たな時代を迎えました。中央集権から地方分権へ、さらには地方分権から地域分権へ進む中、まちづくりという活動に主体的に関わっていくことは、地域住民の権利であり、務めでもあります。

このようなことから、本市では、協議会を中心とした地域に行政の持っている権限・財源を移譲し、コミュニティ活動を展開することにより、希薄になりつつある「相互扶助」意識の向上を図るとともに、地域と行政が対等な立場で「協働」してまちづくりを推進していく「住民自治（地域分権）」こそ、21世紀のまちづくりの基本であると考えます。

コミュニティの将来像は、「地域住民一人ひとりが積極的にまちづくりに携わり、自己決定・自己実現・自己責任の考えを持って地域の課題解決に取り組み、主体的にまちづくりを行うコミュニティ」を掲げ、「自分たちの手によるまちづくり」を目指します。



基本計画の体系

基本理念

コミュニティの将来像

自分たちの手によるまちづくりを目指して

<協働>

市民、事業者、大学、NPO、コミュニティと行政が互いに理解・尊重し、連携・協力してまちづくりを進める

<共生>

人、都市、自然が、互いに共存できる豊かな社会を目指す

<自律>

自ら考え、責任を持ち主体的に行動する市民とともにまちづくりを行い、地域の自律、まちの自律を実現する

相互扶助

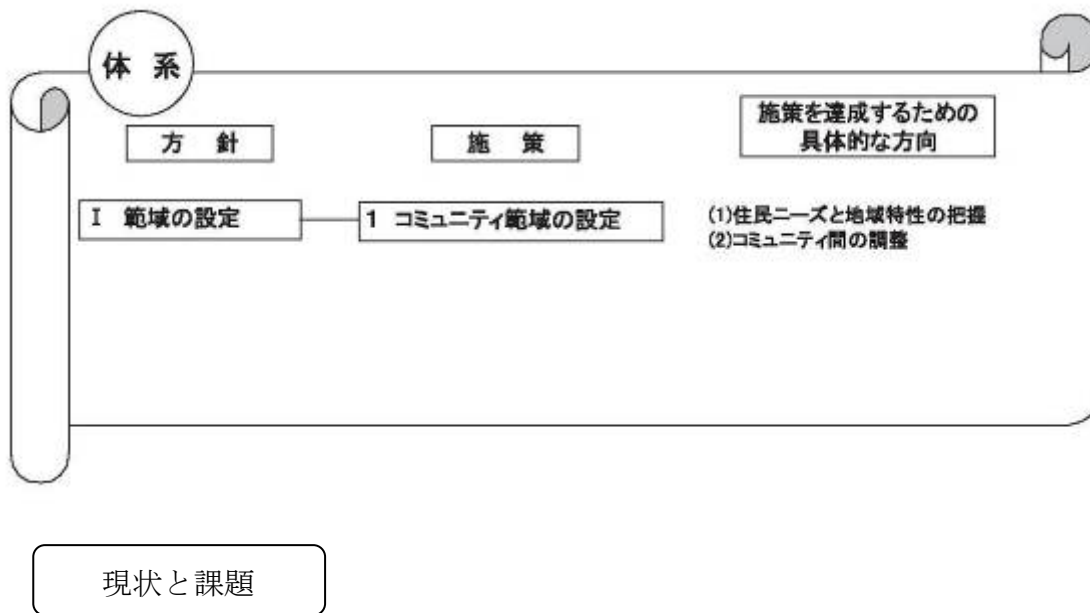
地域全体で協力して取り組み、相互扶助意識の向上を図る

地域分権

権限・財源を地域に譲り、地域住民の手によるまちづくりを推進する

基本計画

方針	施策	施策を達成するための具体的な方向
I 領域の設定	1 コミュニティ領域の設定	(1) 住民ニーズと地域特性の把握 (2) コミュニティ間の調整
II 組織の確立	1 地区組織の構築	(1) 地域の特性を活かした組織づくり (2) 組織運営のための規約・規程の整備と自治会加入の促進 (3) 活動推進を図るための自己評価システムの導入
	2 人材の発掘・養成	(1) 人材発掘のための事業展開と環境づくり (2) 人材登用の促進
	3 行政組織の確立	(1) 地区組織に対応した推進体制の整備 (2) 市職員の意識改革
	4 関係機関との連携	(1) 学校などとの連携強化 (2) NPOなどとの連携 (3) 他地区との連携・交流
III 自主運営の促進	1 まちづくり計画の策定	(1) 住民合意に基づく計画づくり (2) 親交型活動の充実と課題解決型活動の取り組み (3) 目標設置による進行管理
	2 コミュニティビジネスの促進	(1) 住民ニーズの掘り起こし (2) 協議会と実施団体との協働、支援体制の確立
IV 権限・財源の移譲	1 まちづくり交付金制度の拡充	(1) まちづくり交付金の充実 (2) 地域活性化のための有効な活用 (3) 配分や運用ルールの見直し
	2 協働委託の推進	(1) 地域住民の要望の把握、サービスの向上 (2) 実施体制の確立
V 施設の整備	1 コミュニティ・センターの整備	(1) 活動拠点の整備 (2) コミュニティ広場の整備
	2 コミュニティ・センター機能の充実	(1) 生涯学習機能の充実 (2) 自治公民館との連携強化 (3) 交流の場の提供 (4) 地域情報の発信 (5) 行政サービスの提供
VI 情報の共有	1 地域情報・行政情報の提供	(1) 情報の公開と透明性の確保 (2) 情報伝達方法の明確化
VII 啓発の促進	1 広報活動の充実	(1) 広報紙、ホームページの活用 (2) 参加型イベントの活用
	2 住民意識の高揚	(1) 住民自治意識と相互扶助の啓発 (2) 伝統文化の継承発展と世代間交流



I 領域の設定

コミュニティの領域は、吉武、赤間、赤間西、自由ヶ丘、河東、南郷、東郷、日の里、池野、岬、田島、神湊、大島の13地区で設定しています。

この領域は、コミュニティの中心的役割を果たしているのが子どもを通じた活動であるということ、子どもをパイプ役として地域の中で人のつながりができていることなどを考慮し、原則的に小学校区単位で設定しています。

しかしながら、小学校の通学区域とコミュニティ領域の相違や区域外通学などの要因にともない、現状は小学校区単位の領域とは一致していない地域があり、円滑なコミュニティ活動を行うことに支障をきたす事例も発生しています。

○課題

■住民ニーズと地域特性の把握

■コミュニティ間の調整と事業の取り組み

施策を達成するための具体的な方向

1 コミュニティ範囲の設定

(1) 住民ニーズと地域特性の把握

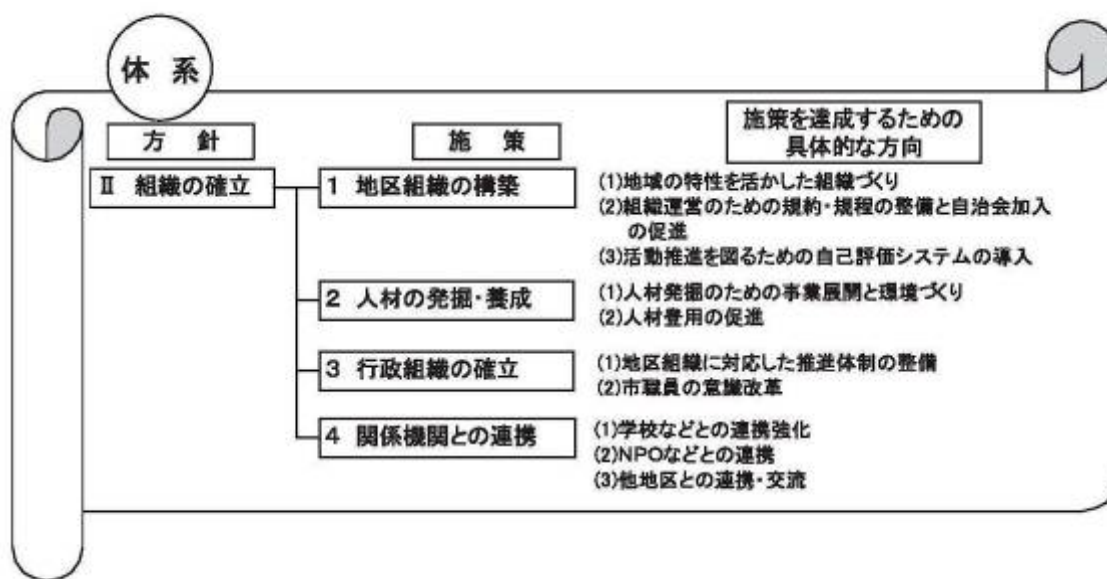
コミュニティの範囲は、原則的には小学校単位としますが、住民ニーズや地域の特性、これまでの地域での活動実態など、様々な状況の把握に努めていきます。

(2) コミュニティ間の調整

住民ニーズの把握やコミュニティごとの特性を勘果し、範囲の見直しについて検討する必要がある場合は、コミュニティ間で調整を行ったうえ、見直していくなど、柔軟な対応で取り組んでいきます。

また、見直しを行わない場合においても、特性が類似している地区や同じような課題を抱えている地区については、積極的な交流が図られるよう支援し、お互いを高め合うことができる仕組みづくりを行います。

コミュニティ間にまたがる活動や事業に取り組んでいる地区については、関係するコミュニティで人材や財源の面で、より一層の協力ができるよう、コミュニティ間の調整に努めていきます。



現状と課題

II 組織の確立

市内13地区では協議会が設立され、自主的な活動が行われています。平成18年度には、まちづくり交付金を本格的に導入し、地域住民は独自の活動を展開している段階です。各協議会の活動、運営は、事務局を要として部会、役員会、運営委員会などを中心に協議、実施されていますが、人材の発掘や養成に苦慮している実情や参加者の広がりには欠ける面もみられます。そのため、団体に所属しない地域住民でもコミュニティ組織に参加できるように対応している地区も増えてきています。

○課題

- 地域の特性を活かした組織づくり
- 地域分権（権限・財源の移譲）に対応した組織づくり（協議会と行政）
- 組織運営のための規約・規程の整備
- 自治会加入の促進
- 活動不参加者への対応
- 活動推進を図るための自己評価システムの導入
- 人材発掘のための事業展開と環境づくり
- 関係機関との連携
- 他地区との連携・交流

施策を達成するための具体的な方向

1 地区組織の構築

(1) 地域の特性を活かした組織づくり

協議会の組織強化のためには、中心組織である自治会だけでなく、その地域独自の団体などの積極的なコミュニティ活動への参画を図る必要があります。伝統的な活動団体や地域に根ざしたNPO、さらには大学、企業などとの連携や協議会への参画を進め、地域の特性を活かした組織づくりを支援し、特色ある活動をつなげていきます。

(2) 組織運営のための規約・規程の整備と自治会加入の促進

地域住民がより参加しやすく、活動がより活性化するような組織の構築に努め、規約・規程の整備や見直しを支援するとともに、権限・財源の移譲を推進するため、効率よく事業活動などの運営が行えるように助言、調整を行っていきます。

また、コミュニティ活動の基盤の一つである自治会についても、未加入者の啓発や転入時の案内を強化するなど、加入の促進に努めます。

(3) 活動推進を図るための自己評価システムの導入

行政から権限・財源の移譲を進めるにあたり、まちづくり交付金の交付、協働委託の推進などにより、特色ある活動がより活性化するように、各協議会を支援していきます。

また、事業活動の進捗状況やまちづくり交付金の適正な支出の把握に努め、効果的な運用や透明性の確保のため、客観的な評価を行う仕組みづくりに努めます。

2 人材の発振・養成

(1) 人材発振のための事業展開と環境づくり

協議会の構成団体や部会などの様々な事業活動の支援をととして人的ネットワークの構築を推進し、地域に埋もれている人材の発掘や後継者の育成を図っていきます。

また、部会活動や各事業への参加者が継続してコミュニティ活動に参画できるよう、規約などの整備や見直しを支援していきます。

(2) 人材登用の促進

協議会の組織運用の中に、事業活動における実行委員会制の採用や人材登録制度を盛り込むなど、新たな人材に対し、コミュニティ活動への積極的な参加・協力の働きかけが行われるよう、支援していきます。

3 行政組織の確立

（１）地区組織に対応した推進体制の整備

各協議会の構成団体や部会の構成、活動内容は多様であることから、権限・財源の移譲を進めるにあたり、協議会の特色ある活動が促進されるよう、地区組織に対応した推進体制の整備に努めます。

また、コミュニティ代表者会議や事務局長会議、担当部会長会議などを積極的に開催し、市内全域での課題、各コミュニティでの課題などを抽出し、問題解決に向け、十分協議を行います。

（２）市職員の意識改革

コミュニティの目的・将来像を市職員に十分誰識させ、担当業務においては、コミュニティ活動を意識した取り組みを行っていきます。

また、研修会や説明会を開催するなど、住民主体のまちづくりについて、市職員の意識改革に努めます。

４ 関係機関との連携

（１）学校などとの連携強化

コミュニティ活動の裾野を広げるためには、地域の資源である学校などとの連携・協力を強化することが必要です。小中学校、高校、大学などとの連携による児童・生徒の安全確保や活動への参加、空き教室の活用、教職員の参画による幅広い事業展開など、多面的な活動の推進に向け、調整や支援を行っていきます。

（２）NPOなどとの連携

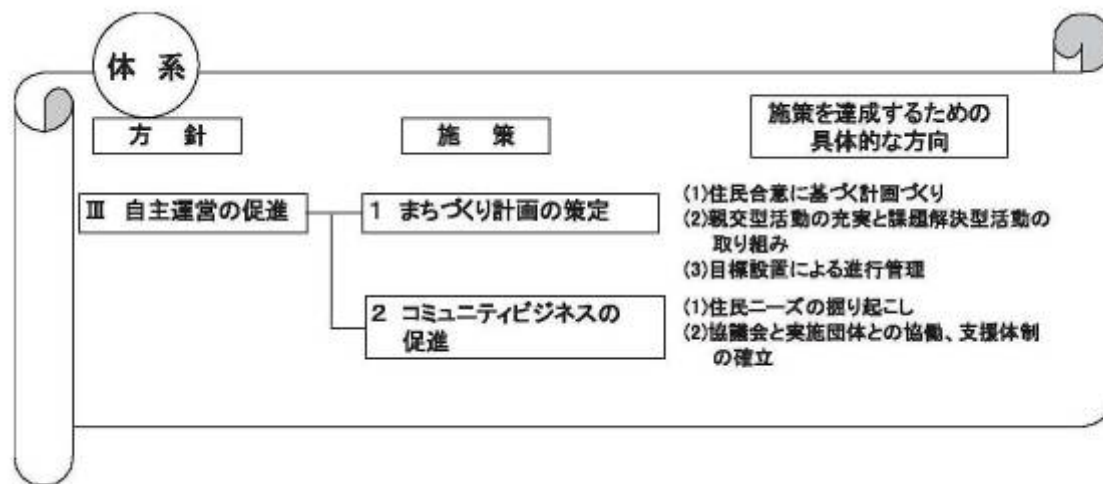
協議会の構成団体は地縁による団体が主体となっており、まちづくり計画の実践やコミュニティビジネスへの展開に向け、NPOなどとの連携を支援していきます。

また、すでに部会に入っている各種団体についても、NPOなどとの連携を支援していきます。

（３）他地区との連携・交流

コミュニティの範域は原則小学校区となっていますが、広域で行ったほうが効果的な事業なども考えられます。そこで、コミュニティ間の連携、調整を行い、合同で事業を展開する体制の構築に努めます。

また、コミュニティ間の情報の共有や部会、事業単位での交流を促進し、お互いの意識の高揚に努めます。



現状と課題

III 自主運営の促進

協議会で取り組む事業は、協議会設立時に各種団体を中心に組織化を行ってきたため、各種団体の事業が中心となっています。コミュニティ活動の指針となるまちづくり計画については、一部の地区では策定を終えています、まだ策定されていない地区もあります。

また、各協議会の活動財源は、市からの委託料やまちづくり交付金などが大部分ですが、地域が抱える課題をビジネスという手法によって解決し、その活動の利益を地域に還元するコミュニティビジネスに取り組んでいる地域もあります。

○課題

- 住民合意に基づく計画づくり
- まちづくり計画の協議会事業への反映
- 市の各計画への反映
- 親交型活動の充実と課題解決型活動の取り組み
- 目標設置による進行管理
- 住民ニーズの掘り起こし
- 協議会と実施団体との協働、支援体制の確立

施策を達成するための具体的な方向

1 まちづくり計画の策定

(1) 住民合意に基づく計画づくり

まちづくり計画は、地域の課題を「自分たちで行うもの」、「行政で行うもの」、「協働で行うもの」に分け、その解決に向けた役割分担を明確化し、地域ごとのまちづくりの方向性を示したものであり、「自己決定・自己実現・自己責任」の出発点と位置づけられるものであるため、すべての地域で策定されるよう、市は積極的に支援していきます。

策定にあたっては、ワークショップ（※）やアンケートなどの手法を取り入れ、できるだけ多くの地域住民の意見を反映した計画となるよう、また、その策定後についても、各地区のまちづくり計画の具体化・実現化に向け、次年度事業計画策定時に協議会との連絡調整を図りながら、まちづくり計画で策定された内容を市の各計画に反映させるなど、協働の視点から支援していきます。

ワークショップ 参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。

(2) 親交型活動の充実と課題解決型活動の取り組み

コミュニティ活動においては、地域住民同士の親睦を図りながら相互扶助という考えを浸透させることが重要です。このため、地域の祭りなどといった親交型活動の充実と併せて、地域の課題を地域で解決していく課題解決型活動を推進するための取り組みを各地域で策定するまちづくり計画に取り入れ、実施されるよう働きかけます。

(3) 目標設置による進行管理

地域住民が目指すまちづくりの取り組みを推進するためには、まちづくり計画の内容を各年度の事業計画に反映させることが重要です。具体的に掲げた目標について、その進行状況や成果を把握し、次年度計画-つなげるなど、まちづくり計画の実現に向けた進行管理の支援を行っていきます。

また、中・長期的な目標については、計画の定期的な見直しなどを支援していきます。

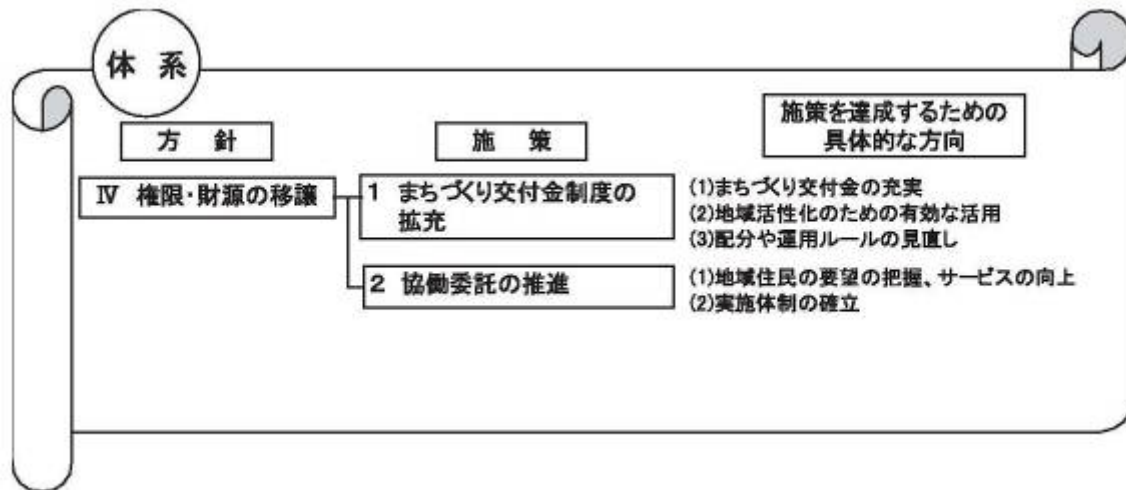
2 コミュニティビジネスの促進

(1) 住民ニーズの掘り起こし

コミュニティビジネスを促進するためには、協議会が地域住民のニーズを的確に把握することが重要です。協議会は、まちづくり計画の策定や見直し時に出された問題点・課題点を整理するなど、各地域の特性やニーズの掘り起こしを図る必要があり、市は、その方法などについて助言や支援を行っていきます。

(2) 協議会と実施団体との協働、支援体制の確立

コミュニティビジネスを進めるにあたり、協議会だけでは解決できない課題について、大学、NPO、企業などとの連携が重要となります。このため市は、従来の「市民活動」、「ボランティア活動」のレベルから一歩踏み込んで、ビジネスの視点を入れた活動が行われるよう、手法などについて情報を各協議会へ提供し、地域と各団体の連絡調整に努めます。



現状と課題

IV 権限・財源の移譲

協議を中心とした住民主体のまちづくりをさらに実現するため、行政の持つ権限・財源の移譲について、まちづくり交付金の導入と協働委託の推進という2つの手法により推進しています。

平成18年度から本格的に導入したまちづくり交付金は、全体額の4割を均等割、5割を人口割、1割を面積割で算出して各協議会に配分しており、地域で創意工夫して、地域の状況に応じたまちづくりの活動や事業に活用されています。

また、協働委託については宗像市市民参画条例を平成18年1月に施行し、コミュニティと市は互いに連携し、理解を深めながら協働の分野拡大及び創出に努めています。

○課題

- まちづくり交付金の充実
- 地域活性化のための有効な活用
- 会計処理の透明性の確保
- 配分や運用ルールの見直し
- 地域住民の要望の把握、サービスの向上
- 実施体制の確立
- 協働委託の推進

施策を達成するための具体的な方向

1 まちづくり交付金制度の拡充

(1) まちづくり交付金の充実

まちづくり交付金に統合できる補助金などの整理をさらにすすめ、コミュニティ活動の財源となるまちづくり交付金の充実を図っていきます。

(2) 地域活性化のための有効な活用

まちづくり交付金が有効に活用されるよう、地域の課題や住民ニーズに合った事業が展開されなければなりません。

協議会が各種団体に交付するまちづくり交付金が有効に活用されているか、その活動に見合ったものであるかなどを随時評価し、この制度に対する地域住民の理解を高めるとともに、より効率的な運用が図られるよう支援していきます。

(3) 配分や運用ルールの見直し

まちづくり交付金は、均等割、人口割、面積割の3区分で算出していますが、各地区のコミュニティ活動の運用状況に合わせ、その配分方法の見直しを行うほか、事業割などの導入についても検討していきます。

また、コミュニティ活動がより活性化するよう、まちづくり交付金交付規則の見直しを行い、各協議会の運用ルールなどについても、随時見直しが行われるように支援していきます。

2 協働委託の推進

(1) 地域住民の要望の把握、サービスの向上

行政で行っている公共サービスについて、地域で行った方がより市民サービスが向上するもの、効率化が図られるものについては、各地区の現状、地域住民の意向、課題などを踏まえたうえで積極的に協議会に対して協働委託していきます。

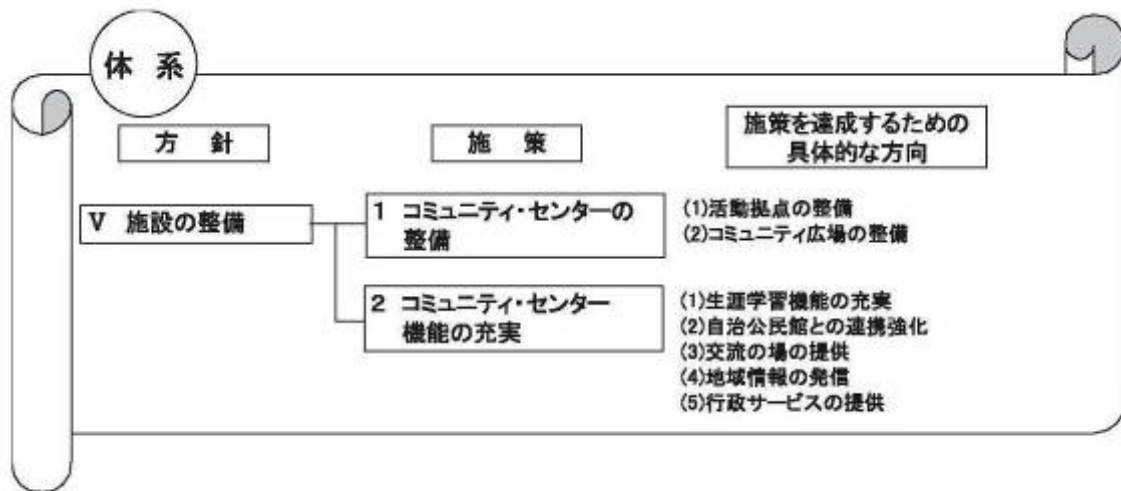
また、市の事務事業に関する情報を地域と共有し、地域が積極的に地域の視点で創意工夫しながら、公共サービスを企画立案し、担っていくことを提案できるようにします。

(2) 実施体制の確立

協働委託をより一層推進していくためには、コミュニティはそれらの業務を行えるだけの体制づくりが必要です。業務の企画や運用、さらには法人格取得などの諸課題に的確に対応できる事務局体制などの強化を図るため、コミュニティ活動への参画を

とおした人材確保を促進し、既存のNPOなどとの連携や協力が深まるよう支援します。

また、業務の一方向的押し付けにならないように配慮し、各協議会と十分協議、調整したうえで委託の可否を決定するものとし、協働委託の実施後も継続的に協議会による円滑な業務の実施を支援していきます。



現状と課題

V 施設の整備

コミュニティ・センターは、コミュニティ活動の活性化と充実のための拠点として、さらには地域住民の交流の場、生涯学習の拠点、行政サービスの拠点として活用されていますが、整備されていない地区もあります。

また、管理運営については、コミュニティ意識の醸成や市民活動を促進する観点と、地域住民自らが活用していこうとする施設であることから、協議会を指定管理者としています。

○課題

- 活動拠点の整備
- 住民参画による整備
- 利便性の向上
- コミュニティ広場の整備
- 生涯学習機能の充実
- 自治公民館との連携強化
- 交流の場の提供
- 地域情報の発信
- 行政サービスの提供

施策を達成するための具体的な方向

1 コミュニティ・センターの整備

(1) 活動拠点の整備

地域の拠点として、すべての地区にコミュニティ・センターを整備していきます。整備にあたっては、地域住民が主体となった施設運営を推進していくため、建設計画の段階から地域住民からなる検討組織と協議し、既存の施設の利活用も検討しながら整備を進めます。

さらに、バリアフリー（※）やユニバーサルデザイン（※）の視点を持って、高齢者や障害者、子ども連れなどの利用に配慮した建物や道路・交通環境などの整備に努めます。

(2) コミュニティ広場の整備

祭りやイベントなどで地域住民が一同に集える場であるコミュニティ広場は、近接する既存施設の利活用を含め、必要に応じて整備していきます。

バリアフリー 障害のある人が社会生活をして行く上で、障害となるものを除去するという意味。

ユニバーサルデザイン あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種などに関わらず、多種多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインするという考え方。

2 コミュニティ・センター機能の充実

(1) 生涯学習機能の充実

地域住民の生涯学習の拠点施設として、様々な講座や教室を自主講座として開催するとともに、生涯学習活動の場として地域住民の利用の促進に努めます。

(2) 自治公民館との連携強化

コミュニティで取り組む事業と自治会で取り組む事業とを明確にするとともに、自治公民館との連携強化に努めます。

(3) 交流の場の提供

コミュニティ活動の情報交換の場として、また、地域住民の交流の場としての機能を充実させていきます。

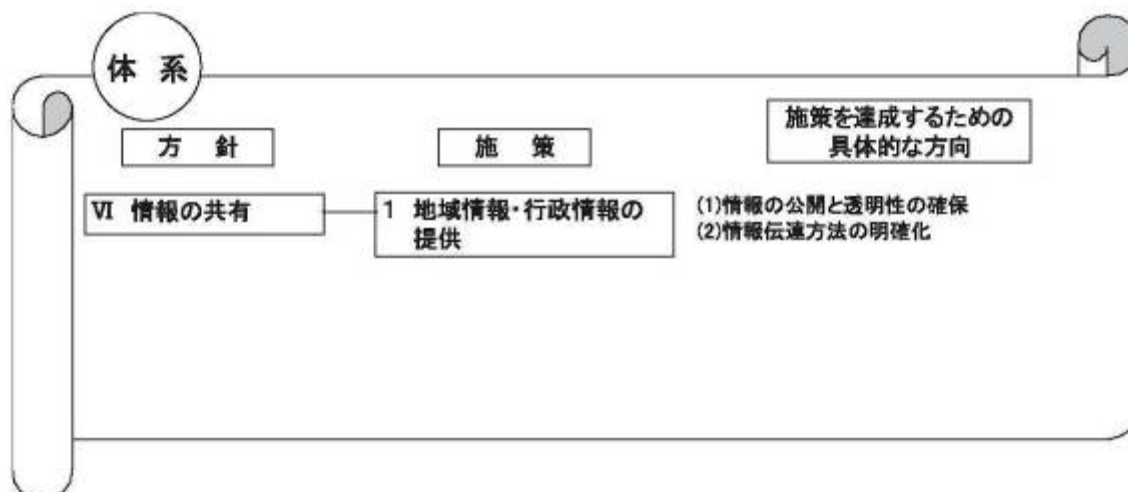
（４）地域情報の発信

コミュニティ活動を地域住民に広く周知させるために、コミュニティ・センターを地域情報の発信の拠点として機能を充実させていきます。

（５）行政サービスの提供

地域の拠点として、地域住民の利便性を図るために、各種行政サービスを協議会がコミュニティ・センターで行えるよう、委託の推進に努めます。

また、市の情報通信網を活用し、行政サービスの提供を行います。



現状と課題

VI 情報の共有

市が保有する情報は、地域住民共有の財産であり、地域住民はその情報を知る権利があります。市民参画による開かれた市政を実現するためには、地域住民が自ら知りたいと思う情報を取得できることが必要です。

平成11年10月、開かれた市政を実現するため、宗像市情報公開条例（※）を施行しました。

また、平成18年1月には、宗像市市民参画条例を施行し、地域住民と市が対等な立場で、一緒に協力しながらまちづくりを行う協働の指針を取り決めました。

今後、より一層、協働のまちづくりを推進するため、情報の共有・透明性を確保し、説明責任を果たしていく必要があります。

○課題

- 情報の公開と透明性の確保
- 積極的な情報の提供
- 情報伝達方法の明確化
- 安全・安心のまちづくり
- 迅速な情報の提供と連絡体制の整備

施策を達成するための具体的な方向

1 地域情報・行政情報の提供

(1) 情報の公開と透明性の確保

地域住民と市の信頼関係をさらに構築していくため、宗像市情報公開条例（※）、宗像市個人情報保護条例（※）及び宗像市市民参画条例を念頭に置きながら、透明で開かれた市政を推進していきます。

また、市は、地域住民が必要な情報を得ることができるよう、各コミュニティ・センターや公共施設などで広報耕、ホームページ及びインターネットなどの様々な媒体を利用して情報を積極的に提供する一方、地域は地域情報や行政情報を集約し、その地域のコミュニティ広報紙に掲載して広く地域住民へ情報提供行えるよう、支援していきます。

(2) 情報伝達方法の明確化

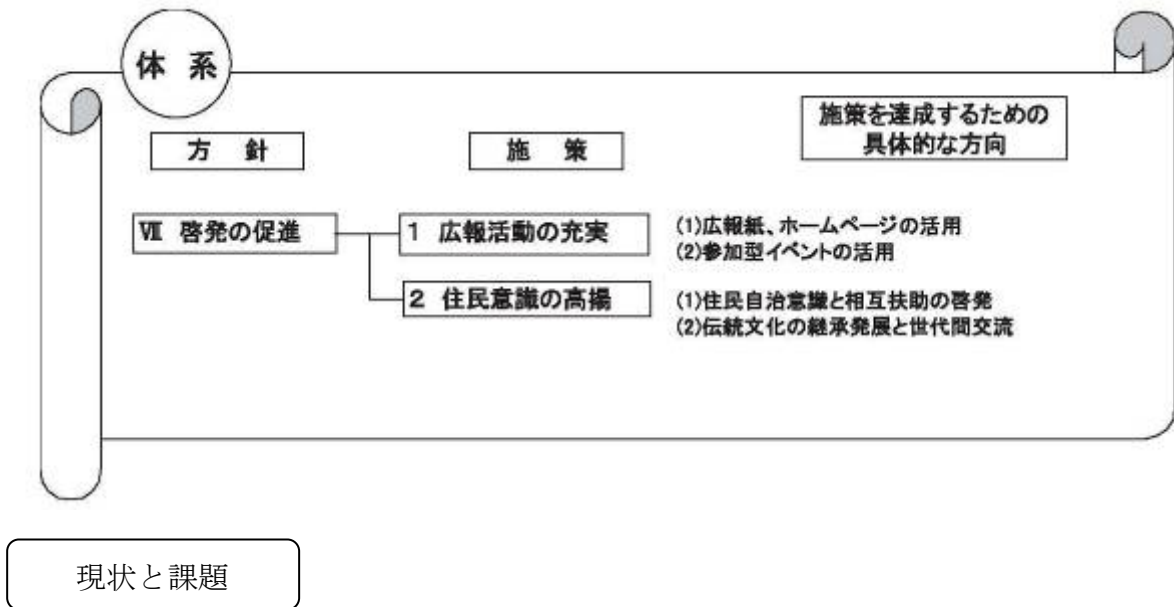
安心して生活できる環境づくりを確立するため、地域住民・市・警察署・消防本部が一体となり、犯罪や災害に強い、安全で安心な住みよいまちづくりを実現します。

そのためには、宗像市地域防災計画（※）に基づき、災害発生時の迅速な情報の伝達や防災情報の一元化など、地域住民と市が一体となった連絡体制の整備を行います。

宗像市情報公開条例 市が保有する情報を公開するために必要な事項を定め、市民の知る権利を保障することにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加の行政を一層推進し、もって市の有するその諸活動を市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的に定められた市の条例。

宗像市個人情報保護条例 個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、基本的人権を擁護し、個人の権利利益を保護することを目的に定められた市の条例。

宗像市地域防災計画 災害基本法の規定に基づき、市、県、関係機関、地域住民からなる宗像市防災会議が作成する計画0-連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。



VII 啓発の促進

協議会では、自治会や各種団体が主体となっているため、組織に加入していない地域住民や、加入していてもコミュニティ活動に関わるのが少ない地域住民には、その内容が伝わりにくい状況にあります。

このため、市では広報紙やホームページ、コミュニティ啓発ビデオやパンフレットの作成、地区説明会の開催など、広く市民に対する啓発活動を行っているほか、協議会でもコミュニティ広報紙を作成・発行し、コミュニティ活動に関する情報発信を行っています。

○課題

- 広報紙、ホームページの活用
- 自治会未加入者-の啓発
- 参加型イベントの活用
- 活動不参加者-のPR
- 住民自治意識と相互扶助の啓発
- 伝統文化の継承発展と世代間交流

施策を達成するための具体的な方向

1 広報活動の充実

(1) 広報紙、ホームページの活用

市やコミュニティの広報紙、ホームページを活用し、機会あるごとにコミュニティの活動を地域住民に対して周知・啓発していきます。

協議会の中心組織である自治会に加入していない世帯には、自治会と協議して広報紙の配布を検討していくほか、ホームページを活用することにより、コミュニティづくりの必要性やその内容のPRを行うなど、地域組織への加入を促進します。

(2) 参加型イベントの活用

生活環境の変化や価値観の多様化から、自治会によっては加入率が低下したり、加入していても活動に消極的な地域住民が増えているため、このような地域住民でも気軽に参加できるイベントを活用してコミュニティへの関心を高め、活動への参加を促していきます。

2 住民意識の高揚

(1) 住民自治意識と相互扶助の啓発

地域のことは地域住民自らが決定し、責任を持って実行していく、自己決定・自己実現・自己責任の考え方を促進し、住民自治意識の向上に努めます。

そのため、協議会と連携し、自治会や各種団体ごとに説明会を開催するなど、コミュニティ施策に対する地域住民の理解を得ていきます。

また、地域住民がお互い助け合い、つながりあえる地域の活動や事業の実施を支援し、相互扶助の意識の向上を目指します。

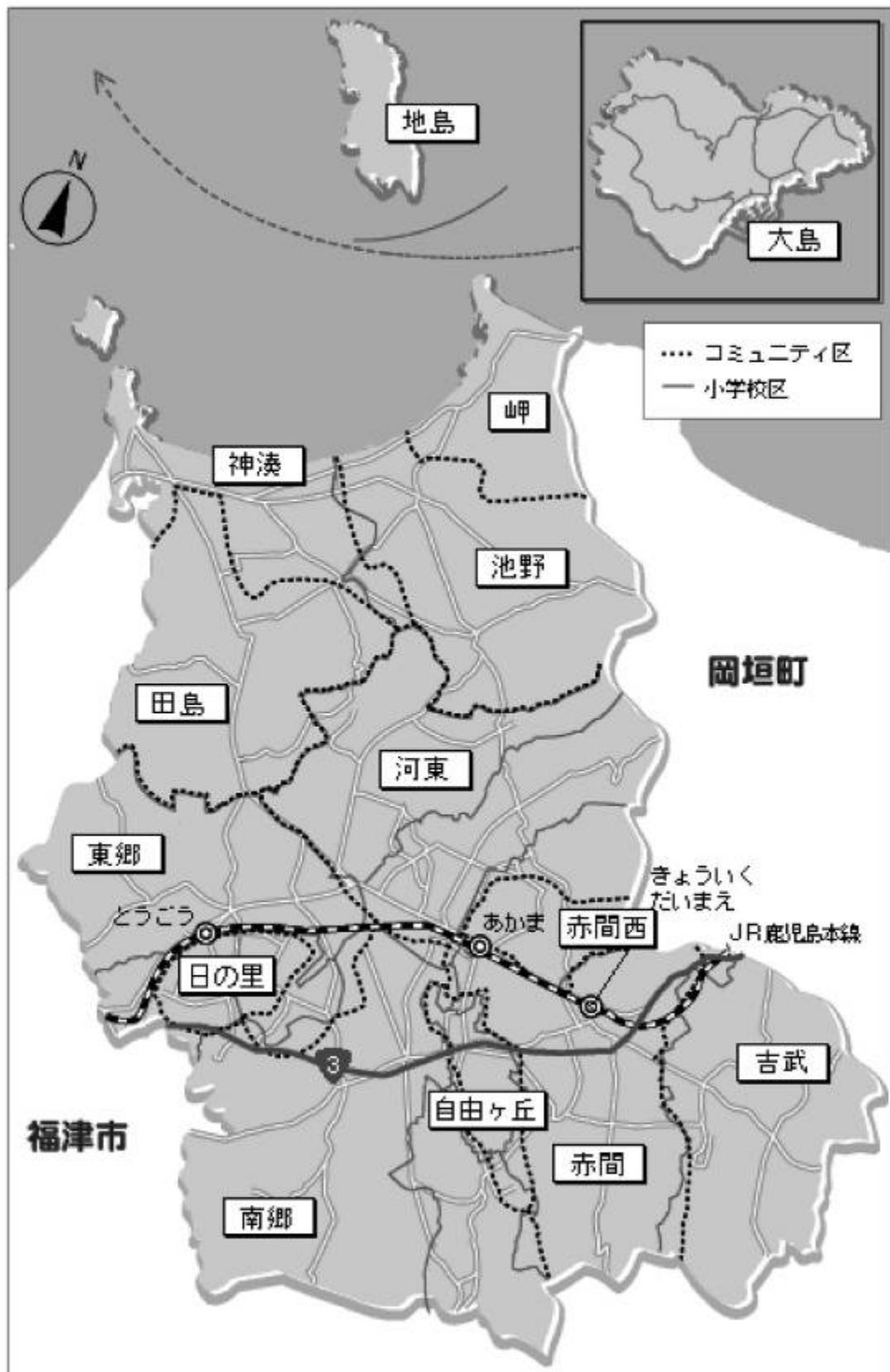
(2) 伝統文化の継承発展と世代間交流

地域で守ってきた独自の伝統文化を次世代の若年層へ継承することを通じて世代間交流を図り、伝統文化を軸にした地域住民の強い結びつきを支援します。

資 料 編

1	コミュニティの範囲・・・・・・・・・・・・・・・・	36
2	諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・	37
3	答申書・・・・・・・・・・・・・・・・	38
4	宗像市コミュニティ基本構想審議会経過と審議事項・・・・・・・・	39
5	宗像市附属機関設置条例(抜粋)・・・・・・・・	40
6	宗像市コミュニティ基本構想審議会規則・・・・・・・・	40
7	宗像市コミュニティ基本構想審議会委員名簿・・・・・・・・	41
8	宗像市コミュニティ基本構想・基本計画	
	市民意見提出手続（パブリック・コメント）による意見と回答・・・・	42

コミュニティの範囲



※「地島」は岬地区コミュニティに含む。

諮 問 書

17宗コ第154号
平成17年11月29日

宗像市コミュニティ基本構想審議会 会長 様

宗像市長 原 田 慎太郎

コミュニティ基本構想及びコミュニティ基本計画について（諮問）

このことについて、宗像市附属機関設置条例（平成15年4月1日条例第21号）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1. 宗像市コミュニティ基本構想及びコミュニティ基本計画について

（諮問についての趣旨説明）

今日、急速に進む少子高齢化などによる社会構造の変化や個人の価値観の変化による市民ニーズの高度化・多様化に伴い、既存の行政サービスでは諸問題に対して、対応できない場面が増えていきます。

そこで、本市では、平成9年にコミュニティ施策を市の重点施策として位置付け「コミュニティ基本構想」を策定いたしました。

しかしながら、この「コミュニティ基本構想」は、基本構想及び基本計画が混在し、また、旧玄海町、旧大島村との合併は視野になかったものとなっております。

また、本年6月には平成17年から10年間の『第1次宗像市総合計画』が策定され、「協働・共生・自律」という市の経営の基本理念を掲げ、将来の戦略的な取り組みとして、「自分たちの手でまちづくり」～コミュニティ活動の推進～が柱のひとつとなっております。

さらに、本市では合併に伴い、行財政改革大綱を策定し、今まで以上に行政の合理化・効率化を図り、財源の確保に努力していくこととしております。

そこで今回、宗像市のコミュニティ施策の重要な計画である「宗像市コミュニティ基本構想及び基本計画」を新たに策定します。

従来の計画といえば、行政本位の理想を追求した計画が多く、その実現が危ぶまれるものも少なくありませんでした。このような現実を受け、計画の策定方針の中で、計画の目標値の明示、計画の評価の実施及び的確なニーズ把握と計画推進のための住民参画を掲げていきたいと考えています。

今回の計画策定にあたっては、本市の各地区コミュニティ運営協議会の現状を踏まえた施策・事業の優先度の明確化、市民との協働などを念頭に置き、現在、求められている施策・事業の実施を最優先した計画の策定に取り組んでいきます。

つきましては、「宗像市コミュニティ基本構想及びコミュニティ基本計画」について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

答 申 書

平成19年3月8日

宗像市長 谷 井 博 美 様

宗像市コミュニティ基本構想審議会
会 長 太 田 可 愛

宗像市コミュニティ基本構想及びコミュニティ基本計画について（答申）

平成17年11月29日付17宗コ第154号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり審議しましたので、別紙のとおり答申します。

記

本審議会は、宗像市コミュニティ基本構想審議会規則に基づき、各地区コミュニティ運営協議会代表、市民代表及び知識経験者の20人の委員をもって平成17年11月に発足し、本年2月までに14回の審議会及び分科会を開催しました。

審議に際しましては、平成9年に策定された旧宗像市のコミュニティ基本構想を基に、第1次宗像市総合計画に掲げられた「協働・共生・自律」という市の基本理念を念頭に置き、本市のコミュニティ活動推進の方策について、議論を重ねました。

この中で、それぞれのコミュニティは地域ごとに特色をもち、地域住民のコミュニティに対する意識も多様であり、少子高齢化や核家族化、都市化の進展などによって様々な課題を抱えていることが明らかになりました。

また、近年の行政を取り巻く環境は、中央集権から地方分権へと変化しており、地方自治体の財源は減少しています。このような環境変化に対応するためにも、創造性豊かで活力あるまちづくりを推進するための市民参画がますます求められています。

このような中、本市が目指す新しいまちづくりの戦略的な取り組み、「自分たちの手でまちづくり」の実現は、コミュニティ活動の推進にはかならないことを住民一人ひとりに理解を求めながら、地域の課題解決に相携えて取り組む「相互扶助意識の向上」を図るとともに、コミュニティ運営協議会を中心とした地域に行政の持っている権限・財源を移譲する「地域分権」を進め、地域と行政が対等な立場で「協働」してまちづくりを推進していくことが必要であると考えます。

本審議会としましては、市が答申の趣旨を踏まえ、十分留意され、検討のうえ、より一層のコミュニティ活動の推進に活かしていただきますよう、要望します。

〔付帯意見〕

1. 本構想・計画を実際のまちづくりに具現化していくためには、地域住民と市が対等な立場で、良質なパートナーシップを持ち結ばれることが重要です。そのためには、地域住民一人ひとりがまちづくりに積極的に携われる環境づくりに努めるとともに、社会情勢などの時代の流れに応じて柔軟な対応でコミュニティ施策を推進し、コミュニティ運営協議会が地域住民のニーズに応え得る組織と運営体に成長するよう、助言と啓発を求めます。
2. コミュニティ条例の制定については、コミュニティ活動の推進に関する規定が市民参画条例に示されており、現段階での条例整備は時期尚早と考えますが、将来その必要性が見受けられる時期に至っては、コミュニティ運営協議会をはじめとする住民組織と十分に協議して条例化を検討するなど、今後の対応を求めます。
3. コミュニティ施策の推進には、住民意識の高揚とともに、市職員の意識の向上・改革が求められることから、住民主体のまちづくりにより一層対応できる職員の育成を期待します。

宗像市コミュニティ基本構想審議会経過と審議事項

本審議会は、宗像市コミュニティ基本構想審議会規則に基づき、各地区コミュニティ運営協議会代表、市民代表及び知識経験者の２０人の委員をもって平成１７年１１月に発足し、平成１９年２月までに１４回の審議会及び分科会を開催しました。

審議に際しましては、平成９年に策定された旧宗像市のコミュニティ基本構想を基に、第１次宗像市総合計画に掲げられた「協働・共生・自律」という市の基本理念を念頭に置き、本市のコミュニティ活動推進の方策について、義論を重ねました。

審議会の審議経過は、下記のとおりです。

回	目	審 議 事 項
１	平成１７年１１月２９日	委嘱状交付、会長・副会長選出、諮問
２	平成１７年１２月２２日	基本構想説明及びコミュニティ施策の説明について、コミュニティ運営上の問題点（秩題抽出）
３	平成１８年 １月２５日	宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例について
４	平成１８年 ２月２２日	コミュニティに関する問題点と今後の審議事項について、基本構想について
５	平成１８年 ３月２２日	他市のコミュニティ施策評価について基本構想について
６	平成１８年 ４月２６日	基本構想について
７	平成１８年 ５月３１日	基本構想について、ビデオ研修（宗像市のコミュニティづくり等）
８	平成１８年 ６月２８日	基本構想、基本計画について
合 同 分科会	平成１８年 ７月１９日	基本計画（基本方針）について審議員で分科会を編成し協議
９	平成１８年 ７月２６日	基本計画（基本方針、基本施策）について
１０	平成１８年 ８月３０日	基本計画（体系）について（基本方針、基本施策、施策を達成するための具体的方針）
１１	平成１８年 ９月１５日	基本計画（体系）について、基本方針、基本施策、施策を達成するための具体的方針、パブリック・コメントについて
１２	平成１８年 ３月２７日	基本構想・基本計画について（スローガン、基本計画体系・基本方針）、コミュニティ施策の推進に関する条例について
１３	平成１８年１０月１１日	コミュニティ基本構想、基本計画（中間答申）について
１４	平成１９年 ２月２０日	コミュニティ基本構想、基本計画（案）の確藩について、パブリック・コメントに対するの回答について、答申について

宗像市附属機関設置条例(抜粋)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令に定めのあるものを除くほか、本市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び担当事務)

第2条 附属機関の属する執行機関、名称及び担任する事務は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	名称	担任する事務
市長	宗像市コミュニティ基本構想審議会	コミュニティ基本構想及びコミュニティ基本計画の策定に関する調査審議に関すること。

宗像市コミュニティ基本構想審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市コミュニティ基本構想審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) コミュニティ運営協議会（宗像市まちづくり交付金交付規則（平成17年宗像市規則第22号）第2条第2項に規定するコミュニティ運営協議会をいう。）の代表

(3) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、市長が委嘱した日から審議会における調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(出席の要求)

第6条 審議会は、必要があると詠めるときは、市の職員その他必要と務める者に対し、審議会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民協働部コミュニティ課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

宗像市コミュニティ基本構想審議会 委員名簿

(敬称略。会長、副会長を除き50音順)

氏 名	役 職 名	備 考
会 長 太 田 可 愛	市民代表	
副会長 坂 本 洋 子	日本赤十字九州国際看護大学副学長	
池 園 五 郎	東郷地区コミュニティ運営協議会前会長	平成18年6月27日まで
板 矢 英 之	大島地区コミュニティ運営協議会事務局長	
岩 木 久 明	自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会会長	
植 津 吉 野	宗像市老人クラブ連合会女性部長	
大 森 正 史	神湊地区コミュニティ運営協議会会長	
菅 義 治	東郷地区コミュニティ運営協議会会長	平成18年6月28日から
北 崎 正 則	市民代表	
塩 川 和 美	河東地区コミュニティ運営協議会会長	
塩 川 雄 二	南郷地区コミュニティ運営協議会事務局長	
立 石 公 孝	吉武地区コミュニティ運営協議会会長	
谷 山 喜代子	市民代表	
平 田 利 之	赤間地区コミュニティ運営協議会会長	
細 石 則 子	池野地区コミュニティ運営協議会前会計	平成18年5月30日まで
中 村 広 中	田島地区コミュニティ運営協議会事務局長	
其 武 梅 夫	赤間西地区コミュニティ運営協議会副会長	
松 山 道 代	池野地区コミュニティ運営協議会副会長	平成18年5月31日から
水 島 直 子	旧宗像市子ども会育成連合会事務局長	
本 村 隆	市民代表	
柳 漉 幹 雄	日の里地区コミュニティ運営協議会前副会長	
吉 田 信 喜	岬地区コミュニティ運営協議会地域づくり部会長	

宗像市コミュニティ基本構想・基本計画
市民意見提出手続（パブリック・コメント）による意見と回答

○実施時期平成18年12月15日～平成19年1月15日

宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（案）について、市民3人から20項目の意見をいただきました。意見に関する市の考え方、基本構想・基本計画における記載などについて、その取り扱いは次のとおりです。

なお、本基本構想・基本計画に直接関係ないものについては、回答しておりません。

番号	該当すると思われる箇所	意見内容	対応	回 答
1	I 範域 の設定 P16	玄海地区は小学校区単位にすべき。基本方針は変更すべきでないし、人口が他地域に比べ、少なくなりすぎる。	原案 どおり	範域の設定については、P16に、「コミュニティの範域は、原則的には小学校区単位としますが、住民ニーズや地域の特性、これまでの地域での活動実態など、様々な状況の把握に努めていきます」としており、基本方針に変更はありません。 コミュニティの範域を人口規模などで市が決定することによって、自主的な活動が阻害、減退することにつながるよう、範域については地域住民の皆さんの意見を尊重しながら決定していくことが重要だと考えています。
2	I 範域 の設定 P16	住民自らが民主的な手続きで範域を決定し、合意づくりを行うこと。	原案 どおり	上記のとおり、範域については地域住民の皆さんの意見を尊重しながら決定していくことが重要だと考えています。また、p13に「地域住民一人ひとりが積極的にまちづくりに携わり、自己決定・自己実現・自己責任の考えを持って地域の課題解決に取り組み、主体的にまちづくりを行うコミュニティ」を掲げており、ご意見の趣旨に沿ったものとなっています。
3	I 範域 の設定 P17	範域見直しは関係地域間の調整ではなく、全体化して考えるべき。	原案 どおり	範域の見直しについては、P17に、「範域の検討の見直しについて検討する必要がある場合は、コミュニティ間で調整行っただけ、見直していくなど、柔軟な対応で取り組んでいきます」としており、ご意見に沿ったものとなっています。

4	Ⅱ 組織の確立 P18	継続的な活動を展開するため、自治会長を地方自治法第202条の4に基づく「地域自治区」への転換を検討すること。	原案どおり	市が推進しているコミュニティ施策は、地域住民が主体となる「自分たちの手によるまちづくり」が基本ですので、「地域自治区」への転換は考えていません。 ※「地域自治区」とは、「市長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域」のこと。
5	Ⅱ 組織の確立 P18	コミュニティ運営協議会役員に対して支払われる報償費について、全市一律の報償を市が支払う制度をつくること。	原案どおり	協議会は、市からの委託料のほか、地域住民の判断で課題解決のために有効に活用できる財源として市が交付するまちづくり交付金や、地域住民の負担金などで運営されており、地域によって役員の選出方法や人数にも違いがあります。したがって、報償費については、全市一律に支払うものではなく、各地域で取り決めていただくものと考えています。
6	Ⅱ 組織の確立 P19	役員選出方法の具体的な提示をすること。	原案どおり	人口規模や年齢構成など、地域の状況に差異があることから、市が選出方法を具体的に提示することは適切ではないと考えています。
7	Ⅱ 組織の確立 P19	企業が地域の活動に社員等に参加させることは企業にとっても有益であるとする。コミュニティも門戸を開き、組織の中への参画を促すことで、より活性化した活動が期待できる。	一部修正	ご意見の趣旨を踏まえ、P19「伝統的な活動団体や地域に根ざしたNPO、さらには大学との連携を進め」の部分に加筆し、「伝統的な（中略）さらには大学、企業などとの連携や協議会への参画を進め」と一部修正します。
8	Ⅱ 組織の確立 P19	コミュニティの範囲内で小単位地縁組織（自治会）を再編し、健康・福祉・青少年・安全安心などの各分野で活動組織をつくり、コミュニティの部会活動とつながって課題解決に取り組むよう、市が助言する。	原案どおり	組織づくりについては、P19に、「地域の特性を活かした組織づくりを支援し、特色ある活動へつなげていきます」としています。 範囲内で必要な組織づくりや課題の解決に取り組む活動内容は、地域で違いがあっても良いものと考えます。
9	Ⅱ 組織の確立 P19	コミュニティ組織の部会に対し、地域住民が自由に参加できる仕組みづくりを行うこと。	原案どおり	地域住民の皆さんがコミュニティ活動に参加できるような体制づくりについては、P19に「地域住民がより参加しやすく、活動が活性化するような組織の構築に努め、規約・規程の整備や見直しを支援する」、「事業活動における実行委員会制の採用や人材登録制度を盛り込むなど、新たな人材に対し、コミュニティ活動の積極的な参加・協力の働きかけが行われるよう、支援する」としており、ご意見に沿ったものとなっています。

10	II 組織の確立 P20	宗像市共通の課題の認識とその解決策について、市とコミュニティ運営協議会が十分協議を行うこと。	一部修正	ご意見のとおり、本市の共通課題の解決に向け、地域と行政とが協働してまちづくりに取り組むことは重要です。したがって、P20の「各協議会の構成団体や部会の構成、(中略) 地区組織に対応した推進体制の整備に努めます」の記述に続き、「また、コミュニティ代表者会議や事務局長会議、担当部会長会議などを積極的に開催し、市内全域での課題、各コミュニティでの課題などを抽出し、問題解決に向け、十分協議を行います。」の文章を加えます。
11	III 自主運営の促進 P22	全住民を対象とした地域づくりを構想するワークショップを立ち上げ、課題解決や地域づくり構想ワークショップに対しての予算措置を行うこと。	原案どおり	コミュニティ活動の指針となるまちづくり計画は、地域住民の皆さんが主体となって策定していただくものです。したがって、P22に、「ワークショップやアンケートなどの手法を取り入れ、できるだけ多くの地域住民の意見を反映した計画となるよう(中略)、協働の視点から支援していく」としており、ご意見の趣旨に沿ったものとなっています。 また、策定にあたっては、ワークショップの運営委託料や事務局員の人件費について、予算措置を行っています。
12 13 14	IV 権限・財源の移譲 P25	交付金の算出基準を市民参画で検討すること。 交付金の配分、活動内容の地域間格差をなくす方策を提示すること。 活動目標を達成した場合の加算配分を検討すること。	原案どおり	まちづくり交付金については、P25に、「各地区のコミュニティ活動状況に合わせ、その配分方法の見直しを行うほか、事業割などの導入についても検討していきます」としており、ご意見の趣旨に沿ったものとなっています。今後の算出基準などにつきましては、市民の皆さんにも参加していただき、検討していくように考えています。
15	V 施設の整備 P28	小中学校の運動場を利用すればコミュニティ広場は不要だと思う。整備については市民の共通の理解を得ること。	原案どおり	コミュニティ広場の整備については、P28に、「近接する既存施設の利活用も含め、必要に応じて整備していきます」としており、全てのコミュニティに新設していくものではありません。その用途や既存施設の利用の可否などを見極め、地域住民の理解を得ながら必要性を検討していきます。
16	V 施設の整備 P28	コミュニティ・センターの整備については、自治公民館との関係を整理し、地域住民がどのような活動を行うかを明確に示し、合意確認を行う。	原案どおり	コミュニティ・センターは、コミュニティ活動の活性化と充実のための拠点として整備していくもので、P28に、「整備にあたっては、地域住民が主体となった施設運営を推進していくため、建設計画の段階から地域住民からなる検討組織と協議し、既存の施設の利活用も検討しながら整備を進めます」としており、ご意見に沿ったものとなっています。

17	VI 情報の共有 P31	規約、総会資料などの各戸配布は現在されていない。地域住民の合意形成の具体的なプロセスを提示すること。	原案どおり	確かに、総会資料は代議員以外には配布されていませんが、P31に、「地域は地域情報や行政情報を集約し、その地域のコミュニティ広報紙に掲載して広く地域住民へ情報提供行えるよう、支援していきます」とし、また、地域住民の合意形成については、P19に、「地域住民がより参加しやすく、活動が活性化するような組織の構築に努める」としており、ご意見の趣旨に沿ったものとなっています。
18	VI 情報の共有 P31	コミュニティに年次計画と事業に対する総括を市の広報係やホームページに掲載することを義務付ける。	原案どおり	地域情報については、P31に、「市は、地域住民が必要な情報を得ることができるよう、広報紙、ホームページ、インターネットなど様々な媒体を利用して情報を積極的に提供する一方、地域は地域情報や行政情報を集約し、その地域のコミュニティ広報紙に掲載して広く地域住民へ情報提供行えるよう、支援していきます」としており、ご意見の趣旨に沿ったものとなっています。
19	VII 啓発の促進 P33	地域の共存、共栄、互助、互譲の認識や共属意識を高めるため、地域住民に共通の目標を与え、ともに活動する意義を示す必要がある。	原案どおり	ご意見については、P33の「2住民意識の高揚（1）住民自治意識と相互扶助の啓発」に示しており、趣旨に沿ったものとなっています。なお、地域住民の共通の目標については、P22のまちづくり計画の策定において、「地域の課題を『自分たちで行うもの』、『行政で行うもの』、『協働で行うもの』に分け、その解決に向けた役割分担を明確化し、地域ごとのまちづくりの方向性を示す」としています。
20	コミュニティ条例（全体に関連）	設立の趣旨や目的、目標、市との役割・任務分担などを明らかにした「コミュニティ条例」なるものを制定し、コミュニティが活動しやすい環境の整備に努めるとともに、コミュニティを指導・監督し、その健全育成に努める必要があると考える。		市民参画条例第36条から第44条に、地域住民の込みにコミュニティ活動への参加、コミュニティ運営協議会の設置や役割、責務、規約等の整備など、コミュニティ活動の推進について、示しています。本基本構想審議会でも条例制定について審議され、「市民参画条例第4章で十分述べられており、条例を作成することで我々の活動が制限されるようなことがあると問題だち考えます。コミュニティ自体、規約に基づいて活動を行っていますので、コミュニティ活動の推進は十分できるのではないかと」、「現段階では、コミュニティ活動がより活発になったとき、条例制定なども考えていけばよい」とのご意見をいただいています。（第12回審議会議事録抜粋）。

宗像市市民協働部コミュニティ課

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL0940-36-5394